不動産担保付ローン債権流動化ファンド第 2 弾 ID742 匿名組合

契約締結前交付書面

(重要事項説明書)

「契約締結前交付書面(重要事項説明書)」(以下「本書面」といいます。) は、金融商品取引法第37条の3の規定により、ご契約前に必ずお渡しする書 面です。本書面には、金融商品のお取引を行っていただく上で、重要となるリ スクや留意点が記載されておりますので、投資にあたっては、本書面を十分お 読みいただき、内容を十分理解されますようお願い申し上げます。

お客様が締結されようとしている匿名組合契約(以下「本匿名組合契約」といいます。)は、合同会社 TR インベスト(以下「営業者」といいます。)が実施するカンボジアの米ドル建てローン債権の買取事業(以下「本事業」といいます。)から生ずる利益の分配を受けること等を内容としています。

但し、上記の利益の分配は確定したものではなく、営業者の業務の変動若しくは財政状態の悪化により、利益の分配を行うことができず、又は出資金の元本が毀損し、損失を被ることがあります。そのため、本匿名組合契約においては、出資金の元本の返還は保証されていません。

投資にあたっては、以上のような匿名組合契約の特性(詳細は本書面をお読みください。)を理解した上で、ご自身の知識、経験、財産の状況及び投資目的 に照らして適切であると判断する場合にのみ、お客様ご自身の責任において投資を行ってください。

ご不明な点がございましたら、SAMURAI 証券株式会社(以下「SAMURAI 証券」といいます。)までお問い合わせください。

(営業者)

商 号 合同会社 TR インベスト

住 所 東京都港区赤坂 2 丁目 17 番 46 号

主な事業 金銭債権の買取、ファンド資産の運用、管理事業等

電 話 03-5259-5313

(募集又は私募取扱業務受託者)

商 号 SAMURAI 証券株式会社

住 所 東京都港区赤坂 2 丁目 17 番 46 号 グローヴ 4 階

主 な 事 業 金融商品取引業(第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業) 登録番号:関東財務局長(金商)第36号

電 話 03-6868-5658

| 目次 | | | |
|-----|------------------------------|------|----|
| 1. | 金融商品取引契約の概要 | | 14 |
| 2. | 本匿名組合の資金使途及び営業者の事業計画の内容 | | 15 |
| 3. | 本匿名組合に関する審査体制及び審査結果の概要 | | 16 |
| 4. | 手数料等出資者が負担する費用について | | 19 |
| 5. | リスクについて | | 19 |
| 6. | 本匿名組合契約に関する租税の概要 | •••• | 19 |
| 7. | 本匿名組合契約の終了事由 | | 20 |
| 8. | 本匿名組合契約の解除について | | 21 |
| 9. | 金融商品取引業者の概要 | | 22 |
| 10. | 金融商品取引業者が行う金融商品取引業の内容及び方法 | | 22 |
| | の概要 | | |
| 11. | お客様が SAMURAI 証券に連絡する方法 | | 22 |
| 12. | SAMURAI 証券が加入している金融商品取引業協会及び | | |
| | 対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無 | | 22 |
| 13. | 出資対象事業持分取引契約(本匿名組合契約)に関する事 | | |
| | 項 | | 22 |
| 14. | 出資対象事業の運営について | | 28 |
| 15. | 出資対象事業の経理について | | 35 |
| 16. | 事業型出資対象事業持分の取引に係る記載事項 | | 35 |
| 17. | 第二種金融商品取引業務に関する苦情処理措置及び紛争 | | |
| | 解決措置の内容 | | 36 |

●手数料等出資者が負担する費用について

本匿名組合契約においては、以下の費用を出資者にご負担いただきます。

(i) 振込手数料

本匿名組合契約に基づく出資(以下「本匿名組合出資」といいます。)に当たっては、出資者はSAMURAI証券が定める取引約款規程に従い、SAMURAI証券にデポジット口座を開設し、当該デポジット口座に出資金を預託する必要があります。

デポジットロ座への出資金の振込に当たっては、出資金の払込みに係る振込手数料は出資者のご負担となります。なお、かかる振込手数料は、金融機関により相違・変動するものであるため、事前に料率等を示すことができません。

また、当該デポジット口座から出資金、配当金又は本匿名組合契約終了により償還された出資金の元本等の払出しを行うに当たっては、当該金員の払出しに係る振込手数料は出資者のご負担となります。

なお、デポジット口座から営業者への出資金の振込に係る振込手数料は SAMURAI証券において負担し、営業者による配当金の支払い又は本匿名組合 契約終了時の出資金の元本の償還に係る振込手数料は営業者固有の財産にお いて負担いたします。

(ii) 申込手数料

営業者は、募集又は私募取扱手数料として、出資総額に対して3.0%に相当する金銭(消費税及び地方消費税込み)を募集終了後に、運用財産から、費用としてSAMURAI証券に支払います。

(iii) 営業者報酬

営業者は、本事業遂行の役務に対する営業者報酬として、前配賦期日における営業資産残高(初回は本事業開始日における営業資産残高)に対して年率 0.5%に相当する金銭(消費税及び地方消費税込み)を徴収いたします。

また、各計算期間における匿名組合員への分配において端数調整された金銭及び出資金の元本の一部又は全部の償還において端数調整された金銭があるときは当該端数調整された金銭の合計額を営業者が営業者報酬として徴収いたします。

(iv) 本匿名組合の損益計算に関する費用

本匿名組合の損益計算に関する費用として次に掲げる費用を、本匿名組合の運用財産よりご負担いただきます。

- ・本事業の遂行のために営業者が負担すべき諸費用(減価償却資産に係る減価償却費、修繕費、公租公課、保険料を含むが、これらに限られません。)
- 繰延資産償却
- ・出資者の本匿名組合契約に対する権利の取得や保有、維持、などについて生じる費用
- ・本事業に関して第三者に支払うべき報酬及び費用(弁護士、公認会計士、税理士又は司法書士等に対する報酬などを含みますが、これらに限られません。)
- ・本事業の営業者に関する費用(営業者の設立費用、管理費用、清算費用などを含みますが、これらに限られません。)
- ・その他本事業の遂行のために必要な一切の費用(金融取引に伴う費用の他、 最初の計算期間については、SAMURAI証券に対する募集又は私募取扱手数料 を含みます。)

•リスクについて

本匿名組合契約に係る出資持分(以下、「出資対象事業持分」といいます。)は、一定の利益の分配及び出資金の元本の償還を保証しているものではありません。そのため、本匿名組合契約に基づく出資金の一部又は全部に損失が生じる可能性が存在します。

また、出資対象事業持分は、営業者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生じることとなるおそれがあります。

以下には、本匿名組合出資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しておりますが、本匿名組合出資に関する全てのリスクを網羅したものではなく、各出資者は、自らの責任において、必要に応じ弁護士、税理士、公認会計士等の専門家に相談する等して、本書面に記載された事項その他の事情を慎重に検討した上で投資判断を行ってください。

(i) 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動等 により損失が生ずるリスク

出資対象事業持分の価値は、営業者が行う本事業からの利益に連動します。 本事業の出資対象であるローン債権は米ドル建てとなっており、当該ローン 債権を買取る際には円貨を米ドルに両替いたします。また分配の原資となる ローン債権の債務者からの返済は米ドル建てであり配当の際には米ドルから 円貨に両替いたします。そのため配当時の為替レートが出資時の為替レート を下回る場合(円高となった場合)、出資対象事業持分の価値が下がり、収益 配当のみならず出資元本の一部が棄損する可能性があります。

本匿名組合契約では投資元本の補填契約及び利益の補足契約はありません。また、本匿名組合への出資金は預金保険法上の預金保険の支払の対象とはなりません。

(ii) 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動による損失の額が、出資者が預託すべき委託証拠金その他の保証金等の額を上回るリスク

該当事項はありません。

- (iii) 有価証券の発行者その他の者の業務又は財産の状況の変化等によって損失が生ずるリスク
- ① 営業者の債務不履行に関するリスク

営業者が故意若しくは過失、又は財務状況・信用状況の悪化等の事情によって本匿名組合契約に定める債務の不履行に陥った場合、出資者は不測の損害を被る恐れがあります。

② 営業者の破産等のリスク

営業者が債務超過又は支払不能に陥り、営業者につき破産、民事再生等の倒産手続の開始決定がなされた場合には、本事業の継続の中止を余儀なくされ、利益の分配はもちろん、出資金の元本の償還も行われない可能性があります。また、出資者の出資金返還請求権及び利益分配請求権には、保証その他の担保は付されていません。

③ 為替変動リスク

本事業の出資対象であるローン債権は米ドル建てとなっており、当該ローン債権を買取る際には円貨を米ドルに両替いたします。また分配の原資となるローン債権の債務者からの返済は米ドル建てであり配当の際には米ドルから円貨に両替いたします。そのため配当時の為替レートが出資時の為替レートを下回る場合(円高となった場合)、期待された分配金を下回り、収益配当のみならず出資元本の一部が棄損する可能性があります。

④ 早期返済リスク

本事業の出資対象であるローン債権の購入金額及び購入するために要する

費用の合計金額はローンの残存元本金額を上回ります。したがって、当該ローン債権の債務者の早期返済額が当該ローン債権の購入金額及び購入するために要する費用の合計金額を下回る場合、収益配当のみならず出資元本の一部が棄損することなり、出資者は出資金の元本の一部について、償還を受けられないリスクがあります。

⑤ カントリーリスク

本事業の出資対象はカンボジアの米ドル建てローン債権であり、同国や地域において、政治・経済情勢の変化や新たな取引規制ができた場合等によって取引に関わる元本・配当・利息や代金の国外送金が制限されるか、あるいは不可能となり、出資者は出資金の元本の全部又は一部について、償還を受けられないリスクがあります。

⑥ 他の出資者の破産のリスク

本匿名組合の組成のために営業者が本匿名組合契約と同様の様式で他の出資者と締結する他の匿名組合契約(以下「他の匿名組合契約」といいます。)に基づき営業者に対して出資している他の出資者が破産手続開始の決定を受けた場合、商法第541条第3号により当該他の匿名組合契約は終了します。本匿名組合契約においては、終了した他の匿名組合契約に係る清算金の支払いについては、本事業の継続が不能となる時まで延期することができることとなっています。

しかし、何らかの事情により本事業の継続が不能となる前に他の出資者の管財人等から営業者に対し出資金の返還、清算金の支払い等を請求され、かかる請求が認められた場合には、本事業へのキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

なお、他の出資者につき破産手続開始の決定を受けた場合であっても、本匿 名組合契約の有効性には、何ら影響はありません。

⑦ ローン債務者の破綻のリスク

本匿名組合契約においては、出資金の元本の償還は保証されていません。したがって、本事業の出資対象であるローン債権の債務者の破綻等による当該ローン債権の回収の遅延・不能や回収コストの増大等により利益が予想を下回った場合、出資者は出資金の元本の全部又は一部について、償還を受けられないリスクがあります。

⑧ 運営者の破綻リスク

本事業においては、運営者が営業者に代わり、アレンジャーとの間の連絡や金銭の授受(当該ローン債権の返済金の代理受領を含む。)を行います。したがって、運営者が破綻等した場合、当該ローン債権の回収が遅延・不能となり、出資者は出資金の元本の全部又は一部について、償還を受けられないリスクがあります。

⑨ 償還時の売却に伴うリスク

営業者が、本事業の出資対象であるローン債権を第三者へ売却を行うことによって得られた収益をもって本件出資金残高の最終分配を行う場合において、事業計画通りの時期及び価額にて売却を行うことができない場合は、当該出資金残高の分配が遅延・不能となり、出資者は出資金の元本の全部又は一部について、償還を受けられないリスクがあります。

⑩ 業務委託に伴うリスク

募集又は私募取扱業務受託者であるSAMURAI証券は出資対象事業持分の募集又は私募の取扱いを営業者より受託しております。出資及び配当・償還に係る出資者と営業者との金銭の授受は、SAMURAI証券の運営する取引サービスを経由して行われます。

したがって、SAMURAI証券につき破産手続、民事再生手続、会社更生手続、 特別清算手続等の開始決定がなされた場合等には、SAMURAI証券の送金事務 が不能又は停滞することにより、出資者に損失が生じる可能性があります。

⑪ 利益の分配、出資金の元本の償還事務に伴うリスク

募集又は私募取扱業務受託者であるSAMURAI証券は営業者からの委託を受けて出資対象事業持分の配当・償還金にかかる事務を行う予定です。しかし、何らかの理由により出資者への分配・償還のための出資者の情報が不正確であった場合、又は振込指定口座への振込みにオペレーション・ミスがあり、適時に事務の履行がなされなかった場合、出資者に対する利益の分配及び出資金の元本の償還が遅滞する可能性があります。

⑩ 投資判断に関するリスク

出資者は、本事業に係る営業者の意思決定について確認、調査、投資の承諾等の関与を行うことができません。したがって、本事業への出資を決定していただくにあたって、営業者の行う投資判断を信任していただく必要があります。

(iv) 有価証券の発行者その他の者の業務又は財産の状況の変化等による損失の額が、出資者が預託すべき委託証拠金その他の保証金等の額を上回るリスク

該当事項はありません。

(v) その他のリスク

① 出資者の地位には流動性がないこと

本匿名組合契約に基づく匿名組合員たる地位及びかかる地位に基づく権利 は、本匿名組合契約により、営業者の承諾がない限り、譲渡、質入れ、担保権 設定その他一切の処分をすることができません。出資者が出資対象事業持分 の譲渡を希望される場合、出資対象事業持分は流動性(換金性)が著しく低い ため、譲渡代金が出資金を著しく下回ることや、譲渡することができない可能 性があります。

② 突発的要因に伴うリスク

地震、台風、干ばつ、火災等の自然災害若しくは事故、又は戦争、テロ等の 人為的災害により投資対象の経済的価値が大きく毀損し、その結果、出資者へ の配当金や出資金の償還額が減少する可能性があります。

③ 法律、税制及び政府による規制の変更のリスク

本匿名組合契約に関する税法の規定又はその解釈若しくは運用等が変更された場合、出資者の税負担が増大し、その結果、出資者の受領する配当金又は出資金の税負担考慮後の償還額に悪影響を及ぼすリスクがあります。また、本匿名組合契約に基づく配当金にかかる源泉徴収税についての税法の規定又はその解釈若しくは運用等が変更された場合にも同様のリスクがあります。

匿名組合に関わる法律又はその解釈若しくは運用等については、将来変更になる可能性があり、変更になった場合、本事業の遂行に影響を及ぼすリスクがあります。

(vi) その他の留意事項

① 本事業に関する指図

本匿名組合契約において本事業の遂行は営業者のみが営業者自身の裁量で行うものであり、これらについて出資者が直接指図等を行うことはできません。

② 適合性の原則

金融商品取引法第 40 条第 1項第1号において、本匿名組合契約の締結を希望されるお客様の投資に関する知識、経験、資力、投資目的、意向等に照らして、お客様が本匿名組合契約を締結することが適しているかどうかを厳格に審査するよう求められているため、出資対象事業持分の取得にかかる取引の基準を満たさないと判断される場合は、本匿名組合契約の締結をお断りさせていただくことがありますのでご了承ください。

③ 当社及び当社のグループ会社からの出資について

本匿名組合の組成にあたり当社又は当社のグループ会社が出資する場合が ございます。なお、当社のグループ会社が出資する場合の申込条件について は、利益相反管理方針に従い、お客様と比べて同一の条件で申込を行います。

●金融商品取引契約に関して出資者が預託すべき委託証拠金その他の保証金 等

該当事項はありません。

●書面による解除(クーリングオフ)の適用の有無について

本匿名組合契約については、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の 2第2項第6号の規定が適用されます。

お客様は本匿名組合出資の申込をされた日を含めて 8 日間は、申込の撤回又は契約の解除を行うことができます。

申込の撤回又は契約の解除は、所定の方法により、行うことができます。

申込の撤回又は契約の解除をお申込みいただき次第、SAMURAI 証券はお客様からの本匿名組合出資の申込の撤回又は契約解除の手続きを行います。また、お客様からお預かりした出資金はお客様のデポジット口座に返還され、残高に反映されます。

当該申込の撤回又は契約の解除に関しては、お客様が負担される手数料等や、契約が解除されるまでに発生する報酬など、お客様が支払うべき対価はございません。

なお、デポジットロ座から当該出資金の払戻しを行う場合には、お客様は Alterna Bank のマイページ上で払戻しの操作を行う必要があります。当該払 戻しに係る振込手数料についてはお客様のご負担となります。

●目標募集額を下回る場合における当該応募額の取扱いの方法

本匿名組合出資のお申込み金額の合計額が目標募集額を下回る場合は、お客様の申込は無効であり、本匿名組合契約は初めからなかったものとみなされます。営業者は、お客様から受け入れた金銭があるときは、当該金銭を無利息にて本匿名組合契約の解約後 1 ヶ月以内に返還すれば足り、これ以外のいかなる責任も負わないものとします。なお、当該金銭の返還にかかる振込手数料については営業者が負担いたします。

お客様が出資金を、デポジット口座に預託している場合には、出資金は引き続きお客様のデポジット口座に預託されます。

●その他の重要事項

(i) 本匿名組合出資の申込について

お客様がお申込みされようとしている本匿名組合出資は、金融商品取引業等に関する内閣府令法第70条の2第3項に規定される電子申込型電子募集取扱業務を通じてお申込みいただく金融商品取引です。

本匿名組合出資に関して、SAMURAI 証券は電子申込型電子募集取扱業務以外の方法によるお申込の勧誘はいたしませんので、お客様が本匿名組合への出資を希望される場合には、Alterna Bank を通じて契約の締結をお申込みいただく必要があります。

また、本匿名組合契約は SAMURAI 証券以外の金融商品取引業者を通じて申し込むことはできません。

(ii) 本匿名組合に関する開示について

本匿名組合契約を締結されると、お客様は、本事業から生ずる利益の分配を 受けること等を内容とする権利として出資対象事業持分を取得します。出資 対象事業持分は、金融商品取引法上、有価証券として扱われます。

株式や債券などの有価証券については、通常、その有価証券の発行者には、 事業内容や財務内容などを正確、公平かつ適時に開示することが義務付けられていますが、本匿名組合契約に関する権利については、法令上、開示が義務付けられておりません。

本匿名組合では、以下の各号の情報について、本事業の計算期間の終了毎に、Alterna Bank のマイページに掲載いたします。

- ① 計算期間の本事業の概況及び出資金の使途並びに売上の状況その他のキャッシュ・フローの状況
- ② 計算期間における分配金及び償還金に関する次の事項
 - イ) 計算期間における分配金及び償還金の有無
 - ロ) 計算期間における分配金及び償還金の金額
 - ハ) 計算期間における一口当たりの分配金及び償還金の金額
- ③ 出資対象事業に関する売上に関する帳簿及び入金に関する確認(公認会計士、公認会計士試験に合格した者又は税理士により行われるものに限る。)が行われる旨

また、1年に1度、ファンド報告書を作成して、Alterna Bankのマイページに掲載いたします。但し、当該ファンド報告書に関する外部監査は行われません。

(iii) 本匿名組合における配当に関して

本匿名組合では、本事業によって生じた収益を出資割合に応じて出資者に 分配金として配当いたします。分配金は出資元本が満まで元本の一部として 払戻しを行い、出資元本を超過する部分については利益の分配として分配金 の配当を行います。なお、本事業からの利益が生じていない場合に元本の一部 を払戻すことによって行われる分配金の配当(いわゆる、「タコ足配当」)は行 いません。

(iv) 中途解約、転売の制限及び出資対象事業持分の換金性

本匿名組合では、契約期間の途中で契約を解約することはできません。また、出資対象事業持分の譲渡は原則としてできず、譲渡を希望したとしても、営業者が承諾しない場合には、出資対象事業持分を第三者に譲渡することができません。

したがって、株式などと異なり、出資対象事業持分の換金性は著しく低く、 出資者が個々の事情により換金を希望しても、原則として、換金することはで きません。

(v) 元本毀損リスク

本匿名組合では、お客様から出資いただいた資金を営業者が行う本事業に 投資します。営業者は予め策定した事業計画に沿って本事業を行って事業利 益の獲得を目指しますが、本事業からの利益は確定したものではなく、損失が 発生する場合があります。

本事業が営業者の想定通りに進捗するなどして、事業利益が発生した場合には、当該事業利益の分配、出資元本の償還が行われますが、本事業が想定外の事態の発生などにより事業利益が生じない場合には、本事業において損失が発生し、出資元本が毀損するおそれがあります。

また、本事業から発生する損失額が大きい場合には、お客様の出資元本が大きく毀損する又は出資元本が全く償還されないことがあります。

(vi) SAMURAI 証券と営業者の利害関係

SAMURAI 証券と、本匿名組合における営業者との間には、資本関係・人的関係などの利害関係はございません。

(vii) 本匿名組合の広告行為について

SAMURAI 証券は、本匿名組合における営業者から依頼を受けて、当該営業者から追加の手数料を受け取って、特別に本匿名組合出資の申込に関する広告を SAMURAI 証券のホームページ等に掲載することは行っておりません。

(viii) 出資対象事業持分の取得に関するその他の留意事項 該当事項はありません。

1. 金融商品取引契約の概要

お客様が締結されようとしている契約は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第535条に規定される匿名組合契約です。

匿名組合契約とは、出資者(匿名組合員)が営業者の事業のために出資し、営業者がその事業より生ずる利益を出資者に分配することを約束する契約形態です。

お客様が締結されようとしている本匿名組合契約は、営業者が実施する本事業から生ずる利益の分配を受けること等を内容としています。

但し、上記の利益の分配は確定したものではなく、営業者の業務の変動若しくは財政状態の悪化により、利益の分配を行うことができず、又は出資金の元本が毀損し、損失を被ることがあります。そのため、本匿名組合契約においては、出資金の元本の返還は保証されていません。

お客様が本匿名組合契約を締結されると、お客様は、出資対象事業持分を取得します。

但し、出資対象事業持分は原則として第三者への譲渡等の処分はできず、また 原則として運用中の払戻し・解約はできません。

以上が本匿名組合契約の概要ですが、本匿名組合契約にはこれら以外にも様々な特性(詳細は本書面をお読みください。)がございますので、本書面を注意深くお読みいただいて、本匿名組合契約の特性をご理解いただき、ご自身の知識、経験、財産の状況及び投資目的等も考慮いただいた上で、お客様ご自身の責任において、契約を締結されるようにお願い申し上げます。

2. 本匿名組合の資金使途及び営業者の事業計画の内容

(i) 本匿名組合の資金使途

本匿名組合は、出資者からの出資金をカンボジアの米ドル建てローン債権の購入代金及び購入に係る費用等に充当いたします。

(ii) 本匿名組合の営業者の事業計画の内容

本匿名組合の営業者の事業計画は以下の通りです。

本事業では、395,000 米ドルでローン債権を米ドル建てで購入し、4期にわたり、運営者等を通じて債務者からの当該ローン債権の回収を予定しております。

| | | 債権回収 | | 分配予定額累 | 償還率 |
|-----|---------|----------|------------|------------|---------|
| | 日数 | 額 | 分配予定額 | 計 | |
| | 日剱 | (米ド | (米ドル) | (米ドル) | |
| | | ル) | | | |
| 第1期 | 44 日 | 5,875.14 | 5,738.14 | 5,738.14 | 1.41% |
| 第2期 | 365 日 | 70,501.6 | 67,785.18 | 73,523.31 | 18.02% |
| | | 8 | | | |
| 第3期 | 365 日 | 70,501.6 | 67,949.61 | 141,472.93 | 34.67% |
| | | 8 | | | |
| 第4期 | 305 目 | 370,416. | 368,227.02 | 509,699.95 | 124.92% |
| | | 85 | | | |
| 合計 | 1,079 日 | 517,295. | 509,699.95 | _ | _ |
| | | 35 | | | |

※表中の償還率は、「分配予定額累計÷事業費用(408,500 米ドル)」で計算され、 出資総額(408,500 米ドル)に対して、分配予定額累計が408,500 米ドルとなる 時点が償還率100%となります。

3. 本匿名組合に関する審査体制及び審査結果の概要

SAMURAI 証券は、本匿名組合の組成に関し営業者の財務状況、事業計画の内容及び資金使途等に関する審査を行い、本匿名組合契約について募集又は私募の取扱いを行うことを妥当と判断しました。

ただし、SAMURAI 証券による当該判断は、出資対象事業の事業計画の実現を保証するものでありません。

審査内容は以下のとおりです。

① SAMURAI 証券の審査態勢(審査体制、審査手続き)について

SAMURAI 証券は、SAMURAI 証券の社内規程である「事業型ファンドの私募の取扱等に関する規程」に基づき、取締役、内部管理統括責任者、法務コンプライアンス Section Manager、社外取締役若しくは社外監査役又は外部の第三者で構成される案件審査会を実施し、承認を得たファンドについて募集又は私募の取扱いを行います。

不承認のファンドについては取扱いを行わない、もしくは不承認の理由や課題を解決できた場合に再度、案件審査会を実施し、承認を得たファンドについて募集又は私募の取扱を行います。

案件審査会では、営業者に関する審査資料一式を元に、下記②~⑫の事項を審議いたしました。

② 資金調達者としての適格性

営業者である合同会社 TR インベストは、本事業のみを行う法人であるため、本匿名組合の事業を行うのに適格性を有すると判断しました。

③ 営業者及び運営者と SAMURAI 証券の間の利害関係の状況 営業者及び運営者と SAMURAI 証券との間に利害関係はございません。

④ 営業者及び運営者の財政状態及び経営成績

営業者及び運営者から財務諸表その他の財務状況を示す資料等を取り寄せ審査した結果、特段の問題はないと判断しました。

⑤ 調達資金の額、その使途

本募集に係る調達金額は、目標募集金額及び募集上限金額は 65,280,000 円です。

SAMURAI 証券は事業計画を精査し、営業者の意向も踏まえたうえで、事業収益による分配を見込める金額として、目標募集金額(最低成立金額)及び募集上限金額を妥当と判断しました。

資金使途については、営業者より入手した事業計画、審査資料等により、営業者は運営者よりローン債権の購入資金等に充当することを確認いたしました。

⑥ 事業の計画及びその見通し

事業計画については、営業者による本匿名組合の事業計画を入手し、審議した結果、特段問題ないと判断しました。

⑦ 分別管理の状況(経理管理の状況を含む))

営業者は、出資金を匿名組合出資口座において、営業者の固有の財産とは分別して管理する方針であること及び匿名組合契約にて営業者は出資金の分別管理を行うことを誓約していることを確認しております。

⑧ 審査により判明した具体的なリスクや注意事項等 上記「リスクについて」記載のとおりです。

⑨ 適切な情報提供を行う体制

営業者より SAMURAI 証券が委託を受け、計算期間(事業年度終了時とファンドの運用終了時を含みます。)に電磁的方法でファンド報告書等を交付いたします。

また、運営者より事業状況について毎月モニタリング報告を受けます。

⑩ 営業者の事業計画の妥当性

営業者は、主として購入したローン債権から得られる収益及び当該ローン債権に係る残存元本債権の売却により分配金及び出資金の償還を行う予定であることを営業者より確認いたしました。当該ローン債権の債務者の未払いに対する措置など、当該事業計画は妥当なものであることを確認いたしました。

⑪ 目標利回り設定

目標利回り(IRR ベース 10%)については、事業計画において本事業から生じると見込まれる収益額から、附帯するコスト等を控除し算出いたしました。

② 募集上限金額と目標募集額(最低成立金額)

本募集に係る調達金額は、目標募集金額及び募集上限金額65,280,000円です。

SAMURAI 証券は事業計画を精査し、営業者の意向も考慮したうえで、事業収益による分配を見込める金額として、目標募集金額(最低成立金額)である65,280,000円を妥当と判断しました。

- 4. 手数料等出資者が負担する費用について 上記「手数料等出資者が負担する費用について」記載のとおりです。
- 5. リスクについて 上記「リスクについて」記載のとおりです。

6. 本匿名組合契約に関する租税の概要

本匿名組合出資の配当金について、所得税基本通達 36·37 共-21 によって、 出資者が本匿名組合契約に基づいて営業者の営む事業にかかる重要な業務執行 決定を行っている等、本事業を営業者とともに経営していると認められる場合 以外には、本匿名組合契約に基づき営業者から受ける利益の分配は雑所得とす ることとされています。

また、出資者が法人の場合、法人税基本通達 14·1·3 によって、分配を受け又は負担をすべき部分の金額を計算期間の末日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされています。

※営業者は、出資者に対する金銭分配額から適用のある所得税 (税率は復興特別所得税を加算するため、令和 19 年 12 月 31 日までは、20.42%となります。) を源泉徴収するものとします。

※上記「6.本匿名組合契約に関する租税の概要」は、令和6年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

※上記「6.本匿名組合契約に関する租税の概要」は法的助言、又は税務上の助言ではありません。本匿名組合契約に関する租税の取扱いについては、税理士等にご確認ください。

7. 本匿名組合契約の終了事由

本匿名組合契約は、以下の事由が発生した場合には、当然に終了します。

- ① 契約期間が終了した場合。
- ② 営業者に対し、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続又はその他営業者について適用ある倒産手続の開始決定がなされた場合。但し、再生型倒産手続の場合には、管財人等が本匿名組合契約を解約した場合に限ります。
- ③ 出資者に対し、破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続若し くはその他出資者について適用ある倒産手続の開始決定がなされた場合。
- ④ 出資者について、以下の各号の事由が発生した場合で営業者がその裁量に従い、これにより本匿名組合契約を解約する旨を書面で出資者に対し通知した場合。
 - (i) 本匿名組合契約に基づく金銭の支払義務の履行を遅滞した場合
- (ii) 本匿名組合契約に規定したその他の約束又は合意の重大な不履行又は履行不能、又はこれらに準ずる事由(表明及び保証に違反した場合を含みます。)がある場合。但し、その治癒が可能である場合には、かかる懈怠又は違反の治癒を求める書面による通知が営業者から出資者に対して行われた後10日間かかる懈怠又は違反が継続した場合に限ります。
- ⑤ 出資者及び営業者の間で書面による解約合意がなされた場合。
- ⑥ 本匿名組合契約締結時点又はそれ以降において、出資者又は営業者が反社会的勢力に該当又は関与し、反社会的勢力に該当又は関与した出資者又は営業者の相手方が本匿名組合契約を解約した場合。
- ⑦ 本事業の目的の成功又は不能を営業者が判断した場合。
- ⑧ その他、営業者の判断により繰上償還された場合。繰上償還した際は、目標 利回りを下回る可能性がございます。

8. 本匿名組合契約の解除について

(i) 契約の解除

本匿名組合契約は、お客様が「Alterna Bank」にて申込期間内に所定の手続に従って行ったお申込みが有効なお申込みとして受け付けられた時点で締結されますが、お客様及び他の出資者の出資の申込金額の合計が、「13.出資対象事業持分取引契約(本匿名組合契約)に関する事項」の「(iii) 出資対象事業持分取引契約の締結の申込みに関する事項」に掲げる「出資募集金額の総額」に記載される金額に達していない場合には、本匿名組合契約の締結日から募集終了日(以下「解除受付期間」といいます。)までに「Alterna Bank」上で申込みの取消し操作を行うことにより本匿名組合契約を解除することができます。

お客様が出資金を、SAMURAI 証券で開設しているデポジット口座に預託している場合には、出資金は引き続きお客様のデポジット口座に預託されます。

なお、解除受付期間経過後は、出資者は、「(ii) 書面による解除(クーリングオフ)の適用の有無」に記載の方法の他は、本匿名組合契約を解除することはできません。

(ii) 書面による解除 (クーリングオフ) の適用の有無

上記「書面による解除(クーリングオフ)の適用の有無について」記載の通りです。

(iii) 目標募集額を下回る場合の営業者による解除

上記「目標募集額を下回る場合及び上回る場合における当該応募額の取扱いの方法」の「(i) 目標募集額を下回る場合における当該応募額の取扱いの方法」に記載の通りです。

9. 金融商品取引業者の概要

| 商号 | : | SAMURAI 証券株式会社 |
|------------------|---|------------------------|
| + rt = c +c +u h | | 東京都港区赤坂 2 丁目 17 番 46 号 |
| 本店所在地 | • | グローヴ4階 |
| 代表者 | : | 代表取締役 山口 慶一 |
| 登録番号 | : | 関東財務局長(金商)第 36 号 |
| 設立 | : | 平成 14 年 2 月 22 日 |

10. 金融商品取引業者が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

金融商品取引業者であるSAMURAI証券が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第5号に掲げる権利の募集又は私募の取扱いです。

SAMURAI証券は、「Alterna Bank」を運営しており、お客様は本匿名組合契約締結の申込み、出資金・分配金や償還金の預託等を「Alterna Bank」より行っていただくことになります。

11. お客様が SAMURAI 証券に連絡する方法

本匿名組合契約に関するお問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

電話:03-6868-5658(祝日を除く月~金曜日の9:00~17:00)

電子メール: support@alternabank.jp

12. SAMURAI 証券が加入している金融商品取引業協会及び対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無

加入している金融商品取引業協会:

日本証券業協会

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

対象事業者となっている認定投資者保護団体:

特定非営利法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)

13. 出資対象事業持分取引契約(本匿名組合契約)に関する事項

(i) 出資対象事業持分の名称

不動産担保付ローン債権流動化ファンド第2弾ID742 匿名組合

(ii) 出資対象事業持分の形態

募集される有価証券は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第535条に規定される匿名組合契約に基づく匿名組合出資持分です。

(iii) 出資対象事業持分取引契約の締結の申込みに関する事項

| | 65,280,000 円 |
|--|--|
| 出資募集金額の総額 (募集上限金額) | 出資は、出資のお申込み順に、上記金額に達する まで受け付けます。出資のお申込みの金額の一部 が上記金額を超過した場合、当該超過部分に係る 出資のお申込は、無効となります。 |
| 出資募集価格 (1 口あたりの出資金額) | 1円 |
| 最低出資金額 | 10,000 円 (10,000 口) |
| 追加出資単位 (お客様が最低出資金額 以上の出資する場合の出 資単位) | 10,000 円(10,000 口) |
| 上限出資金額 (お客様が出資可能な上 限金額) | 4,990,000 円 (4,990,000 口) |
| 目標募集額 | 65,280,000 円 |
| 申込期間 | 2024年8月30日から2024年9月6日まで。 但し、申込期間中における出資者より有効に申込まれた出資申込金額の合計額が出資募集金額の総額に到達したときは、営業者は、その裁量により、申込期間を前倒しで終了することができます。 |
| 申込の方法 | SAMURAI 証券は、「Alterna Bank」を運営して おり、お客様は本匿名組合契約締結の申込みを |

| 「Alterna Bank」により行っていただくことにな |
|------------------------------|
| ります。 |

(iv) 出資又は拠出をする金銭の払込みに関する事項

| | 払込銀行:GMOあおぞらネット銀行 |
|---------|------------------------------------|
| | 法人第二営業部支店 |
| | 所 在 地:東京都渋谷区道玄坂1-2-3渋谷フク |
| | ラス |
| 山次人のおきた | 預金種別:普通 |
| 出資金の払込先 | 口座番号:1026988 |
| | 口座名義:SAMURAI証券株式会社 投資家 |
| | 預り口 |
| | (ヨミガナ) サムライショウケン カブシキガイシヤ トウシカアズカリ |
| | グチ |
| | 1. デポジット口座の開設 |
| | 出資者は、SAMURAI証券が定めた取引約款規 |
| | 程に従って、本匿名組合契約を締結するため、 |
| | SAMURAI証券にデポジット口座を開設してい |
| | ただきます。既にデポジット口座を開設されて |
| | いる出資者は、新たにデポジット口座を開設す |
| | る必要はございません。 |
| | 2. 出資金の預託 |
| | 出資者は、SAMURAI証券に対して、出資者が本 |
| | 匿名組合契約に申込みをした出資金額とこれに |
| 出資金の取扱い | 対応する申込手数料その他本匿名組合契約が成 |
| | 立した場合に営業者に対して支払いが必要とな |
| | る金額の合計額に相当する金銭(以下「出資金 |
| | 等」といいます。) を預託していただきます。 |
| | SAMURAI証券は、出資者から預託いただいた |
| | 出資金等を、自己の固有財産を保管する銀行預 |
| | 金口座とは別に、他の出資者の出資金と一括し |
| | て、上記の払込先の銀行預金口座にて分別して |
| | 管理します。 |
| | 上記の出資者の出資金等が預託されている銀行 |
| | 口座には、出資者ごとにデポジット口座が割り |

| | NA ASSISTANCE OF THE SOURCE ASSISTANCE OF THE SOURCE OF TH |
|--------------------|--|
| | 当てられており、出資者が振込んだ出資金等は |
| | 当該デポジット口座に預託されます。 |
| | 3. 営業者への出資金等の送金 |
| | 本匿名組合契約が成立した場合、SAMURAI証 |
| | 券は、営業者に対し、出資者からデポジット口座 |
| | に預託いただいた金員のうち、本匿名組合契約 |
| | のために出資者が出資する金額に相当する金額 |
| | を当該出資者の出資金として、営業者の指定す |
| | る匿名組合出資口座に送金します。営業者はか |
| | かる出資金の一部もしくは全部を米ドルに両替 |
| | して本事業に使用します。 |
| | 4. 営業者から送金される金銭 |
| | 営業者が出資者に対して配当する利益又は償還 |
| | する出資金については、営業者が米ドルから円 |
| | 貨に両替してから上記の払込口座に振込まれま |
| | す。当該振込まれた金銭は、各出資者の出資割合 |
| | に応じて配分され、各出資者のデポジット口座 |
| | に振替えられます。 |
| | 5. 出資金の預託状況の確認方法 |
| | 出資者は、「Alterna Bank」上のマイページにて、 |
| | 出資者が預託した出資金等、営業者が出資者に |
| | 対して配当する利益又は償還する出資金の預託 |
| | 状況を随時確認することができます。 |
| | 6. 出資金等の払出し |
| | 出資者が預託した出資金等、営業者が出資者に |
| | 対して配当する利益又は償還する出資金の払出 |
| | しは、「Alterna Bank」上のマイページにて、払 |
| | 出しの操作を行うことにより払出しされます。 |
| | 払出しの際には、所定の手数料を出資者にご負 |
| | 担いただきます。 |
| | デポジットロ座より出資金管理口座に匿名組合 |
| 出資金払込日 | 員出資金の払い込みが実施された日となりま |
| | す。 |
| | 2024年9月17日 |
| - 1 - 1- 7KNUVH II | |

(v) 出資対象事業持分に係る契約期間

本匿名組合契約の締結日から2027年9月1日まで。

運用期間終了前に営業者の判断により繰上償還される場合、当初の契約期間 についても変更となります。

また同日までに本事業が完了していない場合には、営業者は本匿名組合員の同意を得ずにSAMURAI証券の指定する電磁的方法による通知をもって本匿名組合契約の有効期間を最長5年1ヶ月間延長することができます。

なお、「7. 本匿名組合契約の終了事由」に記載する終了事由が生じた場合は その時点で本匿名組合契約は終了します。

(vi) 本匿名組合契約の解約

本匿名組合契約では契約期間の途中で契約を解約することはできません。

(vii) 出資対象事業持分の譲渡制限について

出資対象事業持分の譲渡は原則としてできませんが、営業者が承諾した場合、 出資者は、出資対象事業持分を第三者に譲渡することができます。

(viii) 損害賠償額の予定

該当事項はありません。

(ix) 出資対象事業持分に関する権利及び責任の範囲

| 出資対象事業に係る財産 | 本匿名組合契約の出資者は、営業者の貸借対照 |
|-------------|------------------------|
| に対する監視権 | 表の提出を受ける(契約期間に該当する事業年 |
| | 度の事業結果について、事業年度終了後3カ月以 |
| | 内)ことができます。 |
| | また、営業者の営業時間内に限り、営業者の貸 |
| | 借対照表の閲覧を求め、業務及び財産の状況に |
| | ついて説明を求めることができます。 |
| 出資対象事業に係る財産 | 本匿名組合契約に係る財産の所有権は全て営業 |
| の所有関係 | 者に帰属し、本匿名組合契約の出資者は、これ |
| | に関しての持分又は所有権その他のいかなる権 |
| | 利も有しません。 |
| 出資者の第三者に対する | 本匿名組合出資は、営業者の事業として営業者 |

| 責任の範囲 | が第三者と取引を行うため、出資者は第三者に |
|-------------|-----------------------|
| | 対して責任を負うことはありません。 |
| 出資対象事業に係る財産 | 出資対象事業持分に係る財産が損失により減じ |
| が損失により減じた場合 | た場合、出資者が保有する出資対象事業持分の |
| の出資者の損失分担に関 | 割合に応じて損失を負担して頂きます(但し、 |
| する事項 | 出資者の出資金の額を限度とします。)。 |
| 出資対象事業持分の内容 | 出資対象事業持分の内容は、匿名組合契約に基 |
| | づく匿名組合員としての地位並びに当該契約に |
| | 基づく権利及び義務になります。 |

14. 出資対象事業の運営について

(i) 出資対象事業の内容及び運営の方針

a. 基本方針

本事業は、営業者が実施するカンボジアの米ドル建てローン債権の買取事業です。本匿名組合出資は、当該事業からの利益(以下「本事業利益」といいます。) を確保することを基本方針とします。

b. 投資態度

営業者は、本事業における事業実施の状況及び予想される費用の変動等を総合的に判断して投資の実行及び管理を行うことにより、事業計画上の利益を確保し、出資者に対する出資金額償還及び配当金の支払いを実現できるよう目指します。

c. 運用方針

営業者は、事業計画に従った配当金の支払いを実現できるように、リスク管理 を行って、本事業を行っていきます。

d. 財務方針

営業者は、総合的に判断し、必要に応じて効率的であると認められる補完的な 資金調達手段を選定します。営業者は、本事業を実施するために必要と認める資 金の調達、本匿名組合の運営経費の調達又は出資者に対する配当金の支払い資 金の調達を目的として、金銭の借入れその他の金融取引を行うことができます。

現預金等については、

- (イ)営業者は、修繕及び資本的支出、出資者に対する配当金、小口債務の返済、 その他本事業を運営するための一切の業務のために必要な運転資金として、必 要な現預金を常時保有するように努めます。
- (ロ)一時的な資金の保管を目的として、安全性と換金性を考慮した上で、銀行等への預金を行うこととします。

e. 投資対象

本匿名組合が投資を行う本事業は、営業者が実施するカンボジアの米ドル建てローン債権の買取事業になります。

本事業開始日における出資金合計残高から本事業に係る費用を支弁するため

に必要な額として営業者の裁量により留保した額を控除した金額を本事業へ投 資します。

f. 投資制限

| 有価証券の引受け及び信 | 営業者は、有価証券の引受け及び信用取引を行 |
|-------------|-----------------------|
| 用取引 | いません。 |
| 借入れ | 営業者の借入れについて、本匿名組合契約上制 |
| | 限はありません。 |
| 集中投資 | 本匿名組合は、本事業を対象として集中投資を |
| | 行うものです。 |
| 他のファンドへの投資 | 本匿名組合では、他のファンドへの投資は行い |
| | ません。 |

(ii) 本事業の運営体制について

本匿名組合は、出資対象事業持分の発行者である匿名組合の営業者と匿名組合員である出資者との匿名組合契約の締結により成立します。出資者の出資金は全て営業者の財産に帰属し、営業者の意思決定により、本事業に係る活動が行われます。

(iii) 出資対象事業持分の発行者の商号、役割及び関係業務の内容

商号合同会社TRインベストメント住所東京都港区赤坂2丁目17番46号

代表者 代表社員 一般社団法人Smart Equity

資本金 100,000円

設立 2015年11月2日 電話 03-5259-5313

主な事業 投資事業の運営、管理

本事業における役割 カンボジアの米ドル建てローン債権の買取、流動化

及び関係業務の内容 に関する事業

その他本事業運営のみを目的としたSPC

(iv)出資対象事業持分の運営者の商号、役割及び関係業務の内容

商号 新日本アセットマネジメント株式会社

住所 東京都千代田区九段北1-3-1 VORT九段下8F

代表者 代表取締役 三留正大

資本金100,000,000円設立2021年11月

ホームページ https://nj-am.co.jp/ 主な事業 国内外不動産投資業務

債権投資業

金融商品の投資運用及び管理

本事業における役割 ローン債権の管理及び債権回収金の代理回収 及び関係業務の内容

(v) 本事業から生ずる利益の配当又は財産の分配(以下「分配等」といいます。) の方針

出資者は、出資割合に応じて、各計算期間に本事業から生じる利益の配当を受ける権利を有し、あるいは損失を負担する義務を負います。但し、分配等は、以下に定める金銭の配当又は出資金の償還として、それぞれ支払われるものとします。

出資者は、利益の配当又は出資金の償還によらず、分配等の請求はできないものとします。また、本事業に係る損失の分配の結果、出資者に分配された損失累計額が本匿名組合出資の額を超過する場合においても、出資者は本匿名組合出資に係る出資金の額の範囲内でのみこれを負担するものとします。

① 本事業利益の配当

営業者は、計算期間ごとに事業損益を計算し、本事業利益が生じた場合、本事業利益は、出資割合に応じて出資者に配当します。

② 出資金の元本の償還

営業者は、出資者に対し、本匿名組合に係る出資金の残高から出資者が負担すべき本事業の損失に係る金額を控除した金額を限度として、出資金の償還を行うことができるものとします。

③ 分配の方法

営業者は、上記「① 本事業利益の分配」に定める本事業利益の配当について

は、「15. 出資対象事業の経理について」の「(10)分配等に関する事項」に基づき、また、上記「② 出資金の元本の償還」に定める出資金の償還については本匿名組合契約の契約期間終了日の翌日から 10 営業日以内を目途に、払込口座に現金振込みにより行い、SAMURAI 証券は当該金銭を出資者の出資割合に応じて、出資者のデポジット口座に振替えます。

振込手数料は、営業者固有の財産において負担いたします。

なお、本匿名組合の契約期間終了後、上記「② 出資金の元本の償還」に定める償還の後も残余の金銭があるときは営業者が営業者報酬として徴収します。

(vi) 事業年度、計算期間その他これに類する期間

本事業の計算期間は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までとします。但し、最初の計算期間は本事業開始日から 2024 年 10 月 31 日までとし、最終の計算期間は、直前の計算期間末日の翌日から本事業の完了の日までの期間とします。

営業者の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとなります。

(vii) 本事業に係る手数料等の徴収方法及び租税について

本事業に係る手数料等の徴収方法につきましては、「4.手数料等出資者が負担する費用について」をご参照ください。

また、出資対象事業に係る租税については、「6.本匿名組合契約に関する租税の概要」をご参照ください。

(viii) 分別管理の方法について

① 金銭の管理の方法に関する事項

営業者は、出資金を以下の匿名組合出資口座において、営業者の固有の財産と 分別して管理し、本事業の目的のためにのみこれを使用します。

匿名組合出資口座は、営業者の本事業への出資として営業者と本匿名組合契約を締結した出資者の出資金から、本事業に係る費用相当額を控除した上で預け入れられる金銭及び当該出資金を原資とする営業者の本事業に係る利益としての金銭を管理するためにのみ維持・管理し、営業者の固有財産の管理及び営業者の本事業以外の他の事業のために使用しないものとします。

匿名組合出資口座は以下の口座となります。

銀行名 : GMO あおぞらネット銀行

: 第二法人営業部支店 支店名

: 東京都渋谷区道玄坂 1-2-3 渋谷フクラス 所在地

: 普通 預金種別

口座番号 : 1107208

口座名義 : 合同会社 TR インベスト匿名組合投資口

15. 出資対象事業の経理について

| 1 3. 山質刈豕爭 | 果の栓理について |
|------------|----------------------------------|
| (1)事業年度 | 毎年11月1日から翌年10月31日まで(第1期の事業年度に |
| | ついては本事業開始日から2024年10月31日まで)としま |
| | す。 |
| | (契約期間の延長又は短縮により事業年度が変更される |
| | 場合があります。)。 |
| (2)貸借対照表 | 本事業は、新規の事業となりますので、現時点では該当す |
| | るものはございません。 |
| (3)損益計算書 | 本事業は、新規の事業となりますので、現時点では該当す |
| | るものはございません。 |
| (4)出資対象事業 | 本事業は、新規の事業となりますので、現時点では該当す |
| 持分の総額 | るものはございません。 |
| (5)発行済みの出 | 本事業は、新規の事業となりますので、現時点では該当す |
| 資対象事業持分 | るものはございません |
| の総数 | |
| (6)総資産額、純 | 本事業は、新規の事業となりますので、現時点では該当す |
| 資産額、営業損 | るものはございません。 |
| 益額、経常損益 | |
| 額及び純損益額 | |
| (7)出資対象事業 | 本事業は、新規の事業となりますので、現時点では該当す |
| 持分一口当たり | るものはございません。 |
| の総資産額、純 | |
| 損益額及び配当 | |
| 等の金額 | |
| (8)自己資本比率 | 本事業は、新規の事業となりますので、現時点では該当す |
| 及び自己資本利 | るものはございません。 |
| 益率 | |
| (9)投資を行う資 | ① 資産の種類ごとの数量及び金額 |
| 産に関する事項 | 出資者の出資の対象となる資産は、カンボジアでの米ドル |
| | 建てローン債権であり、その金額は 395,000.00 米ドルと |
| | なります。 |
| | |
| | ② ①の金額評価方法 |
| | ローン債権の譲渡契約書における条件に従って元利金の |
| | 返済スケジュールを満期日まで見積もり、債権キャッシ |
| | ュ・フロー割引法により、適切な割引率で割引現在価値を |

計算することによって債権評価を行います。

- ③ ①が本匿名組合に係る資産の総額に占める割合
- ①の金額が資産の総額に占める割合は100%となります。

(10)分配等に関する事項

① 分配等の総額

本匿名組合出資に基づく出資者に対する配当金の額及び 出資金の償還額の総額は、本事業により生ずる利益の額 によって定まります。

② 分配等の支払い方法

上記「14.出資対象事業の運営について」の「(v) 本事業から生ずる利益の配当又は財産の分配(以下「分配等」といいます。)の方針」に規定する現金分配の方針に基づき、営業者は利益の配当として計算された金額を、払込口座に現金振込により行うものとします。SAMURAI 証券は、当該振込まれた金員から租税を差し引いた金額を、各出資者の出資割合に応じて配分し、各出資者のデポジット口座に振替えます。なお、現金振込に係る手数料は営業者固有の財産において負担いたします。

- ③ 分配等に対する課税方法及び税率
- 「6. 本匿名組合契約に関する租税の概要」を参照ください。
- ④ 本事業に係る金銭の配当が契約期間の末日以前に行われる場合にあっては、当該配当に係る金銭の支払い方法本匿名組合においては、契約期間の末日以前に上記「14.出資対象事業の運営について」の「(v)出資対象事業から生ずる利益の配当又は財産の分配(以下「分配等」といいます。)の方針」に定める内容の金銭の配当が行われる場合、配当された当該金銭の総額から配当された利益の相当額を差し引いたものが償還された出資金に相当します。営業者は、当該金額を、払込口座に現金振込により行うものとします。SAMURAI証券は、当該振込まれた金額から租税を差し引いた金額を、各出資者の出資割合に応じて配分し、各出資者のデポジット口座に振り替えます。なお、現金振込に係る手数料は営業者固有の財産において負担いたします。

16. 事業型出資対象事業持分の取引に係る記載事項

| | T |
|----------------|----------------------------|
| (1)金銭の管理の方法の区分 | 銀行預金 |
| (2)預金又は貯金の口座のあ | |
| る銀行等の商号又は名称 | |
| (3)預金又は貯金の口座に係 | |
| る営業所又は事務所の名称 | |
| 及び所在地 | 上記「(viii) 分別管理の方法について」のとおり |
| (4)預金又は貯金の名義 | です。 |
| (5)預金又は貯金の口座番号 | |
| その他の当該預金又は貯金 | |
| を特定するために必要な事 | |
| 項 | |
| (6)分別管理の実施状況及び | (1) 分別管理の実施状況 |
| 当該実施状況の確認を行っ | 営業者は、上記「(viii) 分別管理の方法に |
| た方法 | ついて」のとおりに実施します。 |
| | (2) 当該実施状況の確認を行った方法 |
| | SAMURAI 証券は、本匿名組合契約に、 |
| | 営業者が本事業に関する金銭を匿名組合出 |
| | 資口座にて営業者の固有財産と分別して管 |
| | 理する旨規定されていること及び3カ月に |
| | 1 回、営業者の銀行預金口座の通帳の写し |
| | やインターネットバンキングの履歴等を確 |
| | 認することにより、当該分別管理の実施状 |
| | 況を確認しています。 |
| (7)出資対象事業に係る資金 | (1) 出資を受けた金銭の使途の具体的な内容及 |
| の流れに関する事項 | び当該金銭の各使途への配分に係る方針 |
| | 出資を受けた金銭は、手数料など諸費用を |
| | 除き、すべて本事業に使用されます。営業 |
| | 者は、前述「金銭の管理の方法に関する事 |
| | 項」に記載の匿名組合出資口座において、 |
| | 出資を受けた金銭を管理いたします。 |
| | (2) 出資を受けた金銭に係る送金又は管理を行 |
| | う者の商号又は名称及び役割 |
| | 商号:合同会社 TR インベスト |

| | 役割: 匿名組合出資持分の発行及び本営業 |
|----------------|----------------------|
| | の運営 |
| (8)出資又は拠出を受けた金 | 外部監査は実施しておりません。 |
| 銭その他の財産に係る外部 | |
| 監査の有無及び当該外部監 | |
| 査を受ける場合にあっては、 | |
| 当該外部監査を行う者の氏 | |
| 名又は名称 | |

17. 第二種金融商品取引業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

SAMURAI 証券は、お客様からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、ご理解をいただくよう努めています。

SAMURAI 証券の苦情等の申出先は、次のとおりです。

・苦情等の申出先:SAMURAI 証券株式会社 法務コンプライアンス Section

·電話番号 : 03-6868-5658

・電話受付時間 : 祝日を除く月~金曜日の 9:00~17:00

• Email : support@alternabank.jp

苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② SAMURAI 証券担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

また、SAMURAI 証券は以下の団体に加入しているため、当該団体が行う苦情の処理及びあっせんにより、第二種金融商品取引業務に関する苦情の処理及び紛争の解決を図ります。お客様が、当該団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出ください。

特定非営利法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)

住 所:〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

連絡先:0120-64-5005(祝日を除く月~金曜日の 9:00~17:00)

以上